

～地方自治体行政の視点から～

外国人の人権と区内企業の 外国人雇用のニーズ

外国人の人権と地方自治体

【外国人の人権の出発点】

マクリーン事件最高裁判決（最高裁判決昭和 53 年 10 月 4 日）

（事案）

外国人の在留資格の更新との関係で、政治的活動の自由の保障（憲法 21 条）が問題となった。

（判示）

「外国人の基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人にも等しく及ぶと解すべきである。」

「権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるもの」とは？

- ➡ ① 国政における参政権（憲法 15 条 1 項）
- ➡ では、地方参政権は？ 憲法 93 条 2 項の「住民」とは？
- ➡ 最高裁判決平成 7 年 2 月 28 日
- ➡ 「本条 2 項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国籍を有するものを意味し、在留外国人に対して地方公共団体における選挙権を保障したものということはできないが、在留外国人のうちでも永住者等であってその居住する地方公共団体と特段に密接な関係を持つに至った者について、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務に反映させるべく、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する立法措置を講ずることは、憲法上禁止されていない。」
- ➡ 公務就任権は？



➡ ②入国の自由（再入国の自由）

- ➡ 「国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するを、当が国家が自由に決定することができるものとされていることと、その考えを同じくするものと解される」（前掲最高裁マククリーン事件判決）

➡ ③社会権（国務請求権）

➡ 労働基本権（27条）

- ➡ 少なくとも労働基本権の自由権的側面（民事・刑事免責）は、保障される。
- ➡ 労働基準法3条で労働条件等で国籍、信条、または社会的身分による差別的取扱いが禁止されている。（均等待遇）

外国人の社会保障給付を受ける権利の法制度

➡ 塩見訴訟最高裁判決

- ➡ 「社会保障上の施策において外国人をどのように処遇するかは、国の政治的判断に委ねられており、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許されるべきことと解される。」

➡ → 従来から国籍要件はない。（内外人平等主義）

- ➡ 国民健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険などのいわゆる被用者保険 年金、福祉年金、児童扶養手当、特別児童手当、福祉手当、児童手当

→ 1981年の難民条約への加入に伴う社会保障関係法の改正によって国籍要件が撤廃された。

➡ 生活保護

- ➡ 生活保護法1条により、外国人は、法の適用対象とならない。行政実務上は、昭和29年5月8日厚労省社会局長通知により、当分の間、日本人に準じて」必要と認める保護を行っている。

教育を受ける権利（憲法 26 条）は？

- ➡ 権利の性質
- ➡ 自由権的側面と社会権的側面を持つ複合的権利
- ➡ 教育を受ける権利の内容（憲法 26 条 1 項）
- ➡ 教育が個人の人格形成にとって必要不可欠なものであることから、子どもの学習権の観念を前提として、国民が国家に対して合理的な教育制度と施設を整え、適切な教育の場を提供することを要求する権利である。
- ➡ 旭川学力テスト事件最高裁判決は、**学習権**について次のように判示している。
- ➡ 「（憲法 26 条の）規定の背後には、**国民各自が、1 個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、・・・子どもはその学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる。**」（昭和 51 年 5 月 21 日最高裁大法廷判決）。
- ➡ 教育を受けさせる義務（憲法 26 条 2 項）

外国人の子どもの公立義務教育諸学校への受入について（文部科学省HP）

- 外国人の子どもには、我が国の義務教育への就学義務はないが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受入れ。
- 教科書の無償配付及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障。

（関係条文）

憲法 26 条 1 項・2 項

- 教育基本法
- 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）（昭和54年8月4日条約第6号）（抄） 13 条 1 号・2 号
- 児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄） 28 条

地方自治法の規定は？

- 地方自治法 10 条
- ① 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。
- ② 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。
- → 外国人も（日本国籍を有しない者）も原則として住民としての権利、義務を負う。
- 同法 11 条、公職選挙法 9 条 2 項で普通地方公共団体の選挙権が認められていない。
- → 外国人に対する不合理な差別は許されない（憲法 14 条）。

外国人に対する地方自治体の施策展開

- ○ 住民サービスを受ける権利、税金、社会保険料を支払う義務がある。
- ○ 医療、福祉、保健衛生（伝染病予防等）、防災、児童・生徒の教育を受ける権利
- → 新型コロナウイルスなどの感染症が発生した場合のワクチン接種の問題
- → 災害が発生した場合の救援物資の配布、避難所への避難の問題
- → 保育園・幼稚園や区立小・中学校に外国人の児童・生徒が急増した場合の
対応、特に日本語教育の体制の問題
- ○ 生活保護を受給する権利
- ○ 国民健康保険のサービスを受ける権利
- → 国民健康保険法5条＝都道府県の区域内に住所を有する者はサービスを受ける権利があるが、国民健康保険料を負担する義務もある。 → 滞納の問題

外国人児童・生徒の日本語教育の体制

【中野区】

中野区教育委員会からの各学校への日本語指導員の派遣

中野区国際交流協会の日本語教室 学習者約28%増

(子どもクラス、中学生日本語集中教室)

→ 来年度区立小中学校に日本語学級を設置予定

【江戸川区】 少人数学級を設置

【豊島区】 小中学校の日本語教育拡充（指導コマ数160→192）

最近の新聞報道（2026.2.19） 日本語指導補助者を「学校職員」に

自治体の外国人施策に必要なことは？

- ➡ ○ 各種サービスを受給できるのに知らないために申請できなかったケースを解消する必要
- ➡ → 各種の行政情報に係る情報格差の解消
- ➡ ○ 他の住民とのトラブル、摩擦の解消、相互理解の促進
- ➡ ○ 住民としての義務（税、国民健康保険料等の負担）の理解促進



- ➡ 多言語化にも限界 → やさしい日本語と日本語教育の充実、
- ➡ 外国人防災リーダーのような地域社会での活動への参加促進



最後に

- 日本は、「どのような社会を目指すのか」
- 日本の人口の将来推計
 - 総人口は50年後に現在の7割に減少し、65歳以上人口がおおよそ4割を占める。（国立社会保障・人口問題研究所2023年推計）
- 日本が外国人から選ばれる国であるうちに
明確な将来ビジョンと制度設計が必要
 - 漠然とした不安を解消するためには、より一層の情報公開が必要
- イメージは、ラグビー日本代表チーム